

新潟市建設工事入札参加資格審査取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市建設工事入札参加資格審査要綱（以下「要綱」という。）に基づき、一般競争入札及び指名競争入札に参加する建設業者の資格審査について必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 要綱第3条第1項の規定による建設工事競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出があったときは、要綱第5条第1項の規定に基づき次の1に掲げる基準により審査し、2に掲げる方法により総合評点を算出する。

1 資格審査

(1) 客観的事項

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第3項の規定に定める基準により審査するものとする。

(2) 主観的事項

次のアからカに掲げる基準により審査するものとする。

ア 新潟市優良工事表彰

新潟市優良工事表彰要綱に基づき、定期申請年の3月31日の属する年度及びその前年度のいずれかの年度において、工事施工成績が特に優良なものとして表彰を受けた場合に、申請のあった当該建設工事の種類に対して20点の評点を付与する。ただし、下請企業の表彰は除くものとする。

イ 障がい者雇用状況

(ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第1項の規定により、障がい者の雇用義務がある場合で、法定雇用率を満たす数以上の障がい者を雇用している場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して10点の評点を付与する。

(イ) 障害者雇用促進法第43条第1項の規定により、障がい者の雇用義務がない場合で、障がい者を1人以上雇用している場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して10点の評点を付与する。

ウ 男女共同参画

(ア) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2章に定めるところにより、子を養育するための休業制度について、就業規則に定めている場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して5点の評点を付与する。

(イ) 育児・介護休業法第3章に定めるところにより、要介護状態にある対象家族を介護するための休業制度について、就業規則に定めている場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して5点の評点を付与する。

エ 新潟市働きやすい職場づくり推進賞

新潟市働きやすい職場づくり推進企業表彰要綱に基づき、名簿登載日における直近2回のいずれかの表彰を受けた場合、申請のあったすべての建設工事の種類に対して10点の評点を付与する。

オ 新潟市健康経営認定

(ア) 新潟市健康経営認定制度実施要綱に基づき、ゴールドクラスの認定を受け、名簿登載日において認定期間が有効な場合、申請のあったすべての建設工事の種類に対して10点の評点を付与する。

(イ) 新潟市健康経営認定制度実施要綱に基づき、シルバークラスの認定を受け、名簿登載日において認定期間が有効な場合、申請のあったすべての建設工事の種類に対して5点の評点を付与する。ただし、(ア)にも該当する場合は除く。

カ 協力雇用主

協力雇用主として新潟保護観察所に登録されている場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して5点の評点を付与する。

2 総合評点の算出方法

建設工事の種類ごとに、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の3によって算出された点数に主観的事項の評点の和を加えて総合評点を算出するものとする。

3 実態調査

要綱及びこの要領を実施するため、必要の都度実態調査を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年1月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に参加資格を有する者の資格審査は、この要領の施行後も、新潟市競争入札参加者の格付認定取扱要領による。

附 則

(施行期日等)

この要領は、平成30年2月1日から施行し、改正後の第2条第1項(2)エの規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要領は、平成31年1月7日から施行し、改正後の第2条第1項(2)エ及びオの規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年1月5日から施行する。